

呉市立白岳中学校 学校諸費会計等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、呉市立小・中学校学校諸費会計等取扱要綱第17条に基づき、呉市立白岳中学校の学校諸費会計等の適正かつ効率的な執行及び管理を図るため、その取扱事務に関する基本的事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校諸費会計

教育活動上必要となる経費のうち、受益者負担の考え方に基づき保護者から徴収している教材費、PTA会費、生徒会費等の金銭を管理している会計をいう。

(2) 学校指定物品

教育活動上必要となる物品のうち、物品を指定して保護者に購入させる物品をいう。

(3) 学校諸費会計等

次に掲げる会計等をいう。(第4条第2項、第10条においては、イを除く。)

ア 学校諸費会計

イ 学校指定物品

ウ PTA等の各種団体の会計(教職員が学校内で取り扱っているものに限る。)

(管理職の職務)

第3条 校長は、すべての学校諸費会計等全般についてつかさどり、所属職員を監督する。

2 教頭は、校長を助け、すべての学校諸費会計等を整理する。

3 事務長は、上司の命を受け、すべての学校諸費会計等を掌理する。

(事務処理体制の整備)

第4条 学校諸費会計等は、組織的な事務処理体制を整備し、公費に準じて取り扱う。

2 校長は、すべての学校諸費会計等において、会計担当者、点検者及び監査実施者を、それぞれ定める。この場合において、監査実施者は原則として、所属職員以外の者とする。

(会計担当者、点検者及び監査実施者の職務)

第5条 会計担当者は、収入・支出調書等の書類作成及び出納簿の記載等、担当する会計に係る事務全般を行う。

2 点検者は、各会計の収支状況を関係書類により点検する。

3 監査実施者は、会計担当者及び点検者立ち会いの上監査を年1回以上実施し、校長に監査の状況を文書により報告する。

(事務引継ぎ)

第6条 会計担当者に異動があつた場合は、10日以内に引継目録を作成し引き継ぎ、校長に報告する。

(適正な事務処理)

第7条 学校諸費会計等に係る意思決定は、文書により行う。

2 校長は、児童・生徒又は保護者から学校諸費会計等に係る金銭を徴収する場合は、その目的、金額及び方法等について、保護者に対して事前に周知・説明を行い、事後に報告を行う。

3 校長は、収入・支出調書に複数の者(校長を含め、原則として3名以上)の押印を確認し、預貯金の払出用紙等に金融機関への届出印を押印する。

(学校諸費会計等の管理)

第8条 学校諸費会計等の金銭は、原則として、現金で保管することなく金融機関等に口座を設けて預貯金し、支払は可能な限り口座振替で行い、収支が常に確認できるようにする。

2 前項の口座に係る通帳の名義は、校長とする。

3 金融機関への届出印は、原則として、校長が管理する。

4 預貯金通帳は、原則として、管理職の管理の下で、金庫で一括管理するものとする。

(学校諸費会計等の備付帳簿)

第9条 学校諸費会計等を管理するために、出納簿を備え付ける。

2 第5条第1項及び第3項、第6条及び第7条第1項に定める文書、納品書及び請求書等の支出証拠書類並びに前項に定める帳簿は、原則として、5年間保存するものとする。

(制限事項)

第10条 学校諸費会計等においては、金融機関、個人及びその他の団体等から借入れを行ってはならない。また、個人その他の団体に対して、学校諸費会計に係る金銭を貸し付けてはならない。

2 学校諸費会計間の貸借は、原則として行わない。

3 一会計年度の支出は、原則として、当該年度の収入をもって行う。

(職員研修)

第11条 校長は、学校諸費会計等の適正な執行を図るため、関係職員を対象とした研修を年1回以上実施する。

(保護者負担の軽減)

第12条 校長は、学校諸費会計等の執行にあたっては、呉市教育委員会が定める区分に基づいて、常に保護者の負担軽減について考慮する。

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

平成29年4月1日に一部改正する。